

宮城県の復興推進計画(宮城県民間投資促進特区)

復興推進計画

・個別の規制、手続の特例や
税制上の特例等を受けるための
計画

復興整備計画

・土地利用の再編に係る特例許
可・手続の特例等を受けるため
の計画

復興交付金事業計画

・交付金事業(著しい被害を受け
て地域の復興のための事業)に
関する計画

宮城県の復興推進計画(宮城県民間投資促進特区)

1 認定日

平成24年2月9日

2 主な税制の特例措置の概要

(1) 国税

※次の①、②、③を選択適用。ただし、①については、雇用等被害地域を含む市町村内の復興産業集積区域内に限る。

① 新規立地促進税制 ② 選択適用:特別償却、税額控除 ③ 法人税特別控除

(2) 地方税

事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税

3 集積を目指す業種

①自動車関連産業、②高度電子機械産業、③食品関連産業、④木材関連産業、⑤医療・健康関連産業、
⑥クリーンエネルギー関連産業、⑦航空宇宙関連産業、⑧船舶関連産業

4 事業者の指定受付

平成24年3月1日開始(各市町村及び仙台・東部・気仙沼地方振興事務所)

※東日本大震災復興特別区域法資料(東日本大震災復興対策本部事務局 2011年12月)等を基に、宮城県が作成。



復興特区制度の概要

制度のポイント

地域の創意工夫を活かした復興を推進するため、規制・手続等の特例措置、税・財政・金融上の支援措置を講じる。

特例措置

規制・手続の特例

- ・漁業権の免許に関する特別の措置
- ・建築基準法における用途制限に係る特例 等

税制上の特例

- ・被災地の産業集積のための投資・雇用・研究開発を促進する税制
- ・地方税減免の減収補填 等

土地利用再編の特例

- ・既存の土地利用計画の枠組みを超えて迅速な土地利用再編を行う特別措置
- ・用途規制の緩和 等

財政・金融上の特例

- ・東日本大震災復興交付金・・・第3次補正予算 1兆5,612億円
- ・復興特区支援利子補給金・・・ // 3億円

国と地方の
協議会
を通じて
特例措置を
追加・充実

※東日本大震災復興対策本部事務局資料等を基に宮城県が作成。



復興特区における税制上の特例措置

(1) 被災地の雇用機会確保のための税制上の特例措置

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人を対象として、以下の思い切った税制上の特例措置を創設。

① 特別償却／税額控除

特別償却	～26年3月末	26年4月1日 ～28年3月末
機械装置	即時償却	50%
建物・構築物	25%	

選択
適用

税額控除(※)	～28年3月末
機械装置	15%
建物・構築物	8%

※法人税額の20%が限度。4年間の繰越が可能。

② 法人税特別控除

雇用等している被災者に対する給与等支給額の**10%を税額控除**
(法人税額の20%が限度)

③ 新規立地促進税制

新規立地新設企業
を5年間無税に

新設法人の再投資等準備金
積立額の**損金算入**(指定後
5年間、所得金額を限度)

再投資等した場合の
即時償却(再投資等
準備金残高を限度)

※③は雇用に大きな被害が生じた地域を有する地方公共団体が設置する復興産業集積区域内に限る。

④ 研究開発税制

開発研究用資産について
即時償却

開発研究用資産の即時償却した減価償却費
の**12%を税額控除**(通常8～10%)

(2) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置

地方公共団体が復興産業集積区域内における、(1)の対象事業に係る**事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税の実施**。→減収を特例的に地方交付税により補填。

※東日本大震災復興特別区域法資料等を基に、宮城県が作成。

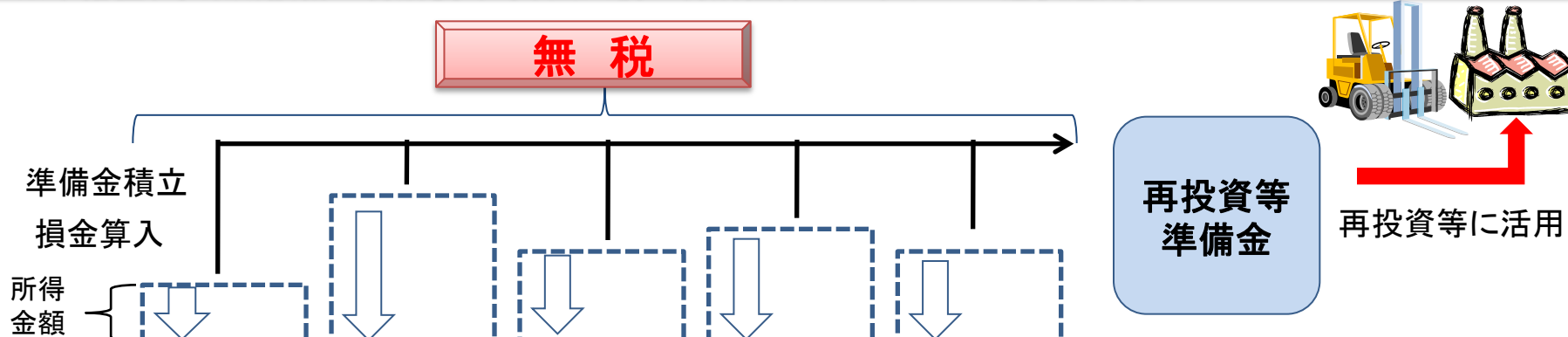


復興産業集積区域における新規立地促進税制 (新規立地新設企業を5年間無税とする措置)

- (1) 復興産業集積区域内において、平成28年3月31日までに指定を受けた法人が、指定の日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる。
- (2) 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却できる(準備金の範囲で即時償却)。

※雇用に大きな被害が生じた地域を有する地方公共団体が設置する復興産業集積区域内に限る。

※本措置、事業用設備の特別償却等、法人税の特別控除はいずれかの選択適用。



※この準備金は、機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において再投資等のための支出額と同額を、指定の日以後10年が経過した日を含む事業年度(基準年度)以後の各事業年度においては基準年度の準備金残高の10分の1を、それぞれ取り崩して益金に算入する。

※ 対象法人は次の要件をすべて満たす法人

- ・復興産業集積区域を規定する復興推進計画の認定の日以後に設立されたこと
- ・被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること
- ・認定復興推進計画に記載された事業のみを行う法人であること
- ・復興産業集積区域内に本店を有すること
- ・積立を行う事業年度において復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと
- ・指定を受けた事業年度に事業の用に供するために取得等をした機械又は建物等の取得価額が3億円以上(中小法人等は3,000万円以上)であること

※東日本大震災復興特別区域法資料等を基に、宮城県が作成。

